

上牧町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 上牧町は、奈良県地方創生総合戦略及び上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、上牧町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業（以下「奈良県移住支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から上牧町に移住し、就業し、又は起業した者等に対し、予算の範囲内において奈良県移住支援事業に係る支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良県移住支援事業・就業支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(移住支援金の金額)

第2条 移住支援金の金額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2人以上の世帯 100万円

(2) 単身の世帯 60万円

2 2人以上の世帯の者であって、次条第1項第1号の要件を満たし、かつ、申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員（配偶者を除く。以下同じ。）を帯同して移住する場合は、当該18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算して交付する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号から第5号までのいずれかの要件を満たすものとする。ただし、世帯の申請をする者にあつては、これらに加えて第6号の要件を満たさなければならない。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通

勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

- (イ) 住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も(ア)及び(イ)における移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、転入後１年以内であること。

(イ) 上牧町に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 対象者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となる場合は除く。

(エ) その他奈良県又は上牧町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ 就業先が、奈良県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の３親等内の親族及び配偶者が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の

対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 専門人材に関する要件 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週２０時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件 アもしくはイのいずれかに該当し、かつウに該当すること。

ア 「上牧町寄附による町づくり条例に基づく寄附」の寄附実績を有する者。

イ 過去に上牧町に居住していた者。

ウ 奈良県内において農業に就業する者。

(6) 起業に関する要件 奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業について、１年以内に「奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱」に基づく補助金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(7) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む２人以上の世帯構成員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む２人以上の世帯構成員が申請時において、同一世帯に属していること。（当該転入の日に胎児であって、申請時に出生している者を含む。）

ウ 申請者を含む２人以上の世帯構成員がいずれも、支給申請時において転入後１年以内であること。

エ 申請者を含む世帯構成員がいずれも、暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第４条 申請者は、移住支援金交付申請書（第１号様式）、移住先の就業先の就業証明書（第２号様式）、本人確認書類及び対象者であることを証する書類を町長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第５条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書（第３号様式。以下「決定通知書」という。）により、移住支援金を交付することが不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可であるときは、移住支援金不交付決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求）

第６条 前条の規定により移住支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに移住支援金交付請求書（第５号様式）を町長に提出しなければならない。

（移住支援金の交付）

第７条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、移住支援金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第８条 奈良県及び上牧町は、必要があると認めるときは、奈良県移住支援事業に関する報告を求め又は関係する場所に立入調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第９条 町長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

（１）全部の取消し

- ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合
- イ 移住支援金の申請日から３年未満に上牧町から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から１年以内に第３条第２号又は第３号に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 一部の取消し

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に上牧町から転出した場合
(移住支援金の返還)

第１０条 町長は、前条の規定により移住支援金の交付を取り消した場合において、交付決定者に対し、既に交付した支援金があるときは、期限を定めて全部の取消しの場合は移住支援金の全額、一部の取消しの場合は移住支援金の半額の返還を命ずることができる。

(雑則)

第１１条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、奈良県と上牧町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。